

第 4 次基本計画の視点について（案）

1 第 3 次基本計画の検証

第 3 次基本計画の検証に基づき，課題解決に向けた取組みを進める。

2 新たな法整備

(1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」

（公布日・施行日：平成 30 年 5 月 23 日）

地方公共団体において，政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ，必要な施策を策定し，及び実施するよう努めることを規定。

【地方公共団体の責務】

- ① 実態の調査及び情報の収集に努める。
- ② 国民の関心と理解を深めるとともに，必要な啓発活動を行う。
- ③ 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努める。
- ④ 人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努める。

(2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」

（公布日：平成 30 年 7 月 6 日，施行日：平成 31 年 4 月 1 日ほか順次（一部公布日））

- ① 働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法）
- ② 長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等（労働基準法等）
 - ・ 長時間労働の上限規制の導入
 - ・ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ③ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
 - ・ 同一労働同一賃金の原則

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」

（公布日：令和元年 6 月 5 日，施行日：令和 2 年 4 月 1 日ほか順次（一部公布日））

- ① 女性活躍の推進（女性活躍推進法）
 - ・ 一般事業主行動計画策定義務の拡大（301 人以上事業主→101 人以上事業主）
- ② ハラスメント対策の強化
（男女雇用機会均等法，育児・介護休業法，労働施策総合推進法）
 - ・ パワーハラスメント防止対策の法制化
 - ・ セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

(4) 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」

(平成 31 年 3 月 1 日公布・一部施行)

法令及び条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定

【市町村の責務】

県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

3 社会情勢の変化

(1) 超高齢社会の到来

- ・ 高齢者の増 (2040 年には 65 歳以上の割合 3 割超見込み)、高齢単身世帯の大幅増

(2) 少子化の進行

- ・ 2019 年の出生数 86.4 万人 ※過去最少 (人口動態推計の年間推計)
- ・ 国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針
- ・ 幼児教育・保育の無償化

(3) ICT の進展

- ・ 2020 年に向けたテレワーク国民運動プロジェクト
- ・ AI や RPA (ロボットによる業務自動化) 等を活用した業務の効率化

(4) 生活上の困難を抱える人の増加

- ・ 非正規雇用労働者
- ・ ひとり親家庭
- ・ ひきこもり